

憲法が求めるもの

死刑は残虐な刑罰だと思いますか？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

日本には死刑があります。昨年（2013年）には谷垣法務大臣の命令により8人が執行されています。そのうちの5人は東京拘置所で執行されました。あまりの頻度に処刑場のロープがちぎれるようなことはないのでしょうか。

「死刑は残虐な刑罰だと思いますか？」

こう聞かれたらどう答えますか。「はい」と思われるなら、死刑を廃止することになります。日本国憲法第36条には「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する」と記されているのですから。

あわてて「いや、『残虐』という言葉の意味もいろいろだし、程度の問題があるから……」と言い出す人がいるかもしれません。最高裁の裁判官たちも同じようなことを言いました。

☆☆☆

最高裁の判例では、死刑そのものは残虐な刑罰には該当せず、その執行の方法等が「火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆで」のように残虐性を有するものと認められる場合には該当すると解釈されています。

日本では絞首刑が行われているわけですが、近年、これも思われているほど一瞬で意識をなくし即死するようなものではなく、かなりの時間にわたり苦痛を伴うものであるという主張がなされています。

☆☆☆

「先進国」と自他共に認めるような国で死刑執行を繰り返しているのは日本とアメリカぐらいなのですが、アメリカでは「電気イス」が残虐な方法として過去のものとなり、主に薬物注射による執行が用いられています。最近ではその薬品が、死刑に反対するEU諸国から輸入できず、粗悪な薬品を用いるために、死刑囚に残虐な苦痛を与えていると問題になっているそうです。

☆☆☆

そもそも、ある程度「残虐」でなければ「刑罰」にならないではないか、という声が「本音（ホンネ）」としては聞かれます。被害者やそれに同情する人々の応報感情を満たすことを重視すれば、そうなのかもしれません。その立場からは、死刑囚を「安楽死」させるのも納得いかないことでしょう。

しかし、権力をこそ規制するものとして定められている憲法が命じたのは、そういう応報感情に流されてはいけない、ということだったのではないのでしょうか。

☆☆☆

死刑が憲法違反の残虐な刑罰なのかどうかは、私たちがどう思うかにかかっています。